

特定間伐等の実施の促進に関する基本方針

埼 玉 県

特定間伐等の促進に関する基本方針

本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下単に「法」という。）第4条第1項の規定に基づく方針であり、法第3条第1項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（令和3年4月6日付け農林水産省告示第508号）に即するとともに、森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（埼玉森林計画区）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

1. 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の京都議定書等に基づき、平成20年から平成24年までの第一約束期間及び平成25年から令和2年までの第二約束期間において、森林吸収源（二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、我が国は、令和2年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和12年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度総排出量比26.0%としており、このうち、平成25年度総排出量比2.0%相当を森林吸収量（森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。）で確保することとしている。このため、国は、令和12年度における2.0%の森林吸収量の確保を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間において、全国で年平均45万haの間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県の森林資源の状況は、森林面積12万haのうち民有林が10万7千ha（90%）、国有林が1万2千ha（10%）であり、民有林のうち人工林が5万7千ha（53%）、天然林が5万ha（47%）となっている。民有林の人工林針葉樹のうち10齢級以上の面積が4万5千ha（79%）となっており、本県の森林資源は年々充実してきている。

しかしながら、木材価格の長期低迷等による林業採算性の悪化、森林所有者の高齢化・世代交代や林業労働力の減少・高齢化などにより、健全な維持・造成に必要な間伐等の森林整備が十分に行われず、森林の持つ公益的機能の低下が危惧されている。

このため、本県においても、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、令和3

年度から令和12年度までの10年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は、18,000ha（年平均1,800ha）とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2. 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 間伐が適正に実施されていない森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

3. 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

① 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期、実施方法等は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められるものであることを確認した上で記載すること。

計画の様式については、別添の様式を参考とすること。

② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。また、地域の実情に応じて、多様な主体を幅広く参画させるよう努めること。

③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標の達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。

④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、市町村以外の者による計画に対する提案制度を積極的に活用して計画を作成すること

4. その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

（1）特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

県は特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、

国と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。また、県及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業体等に対し、必要な情報の提供、助言、あつせんその他の援助を行うものとする。

(2) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備の推進に努めること。

④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐等の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

5. その他（様式例）

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画について、別記様式のとおり様式例を示す。

〇〇市（町、村）特定間伐等促進計画

埼玉県〇〇市（町、村）

令和〇年〇月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、18,000 h a（年平均1,800 h a）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市（町、村）の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で〇〇〇〇 h a（年平均〇〇〇 h a）の間伐を行うことを、本〇〇市（町、村）特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市（町、村）の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1）国土地理院1／25000地勢図相当又は1／5000森林基本図の図面に図示する（市町村管内図等の使用も可）。

注2）特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する

3 特定間伐等の実施計画

摘要

(1) 間伐

番号	事業実施主体	事業実施年度 (令和)	所在場所			間伐を実施する森林の現況						間伐の内容			対図番号 (団地番号, 林小班 番号等)	交付金希望	備考
			市町村	林班	小班	面積 (ha)	樹種	林齡	齡級	立木材積 (m3)	摘要	間伐の 方法	間伐立木 材積(m3)	間伐率 (材積率%)			

※枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※美しい森林づくり基盤整備交付金の希望がある場合は、交付金希望欄に○を記載する。以下の(2)～(5)も同じ。

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

番号	事業実施主体	事業実施年度 (令和)	所在場所			造林の内容								対図番号 (団地番号, 林小班番号 等)	交付金希望	備考
						造林面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新					
			市町村	林班	小班		植栽面積 (ha)	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	更新面積 (ha)	更新時期	更新樹種			

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(5) その他施設

番号	事業実施主体	事業実施年度 (令和)	所在場所			施設名	数量	対図番号 (団地番号, 林小班番号等)	交付金希望	備考
			市町村	林班	小班					

※土場, 植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

国土地理院 1 / 25000地勢図相当又は 1 / 5000森林基本図の図面に図示する (市町村管内図等の使用も可)。

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号(団地番号, 林小班番号等)を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関する事。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関する事。
- (2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。